

2026年2月13日

各 位

株式会社りそな銀行
株式会社関西みらい銀行

四條畷市との遺贈寄付に関する協定締結について

りそなグループのりそな銀行(社長 岩永 省一)と関西みらい銀行(社長 西山 和宏)は、円滑な遺贈寄付※を実現するため、四條畷市と「遺言信託を活用した遺贈寄付に関する協定」を本日、締結しました。

※ 寄付の意思を持つ個人が、遺言書により特定の団体等に寄付する意思を示し、お亡くなりになられた後、遺言書の内容に沿って財産を寄付すること

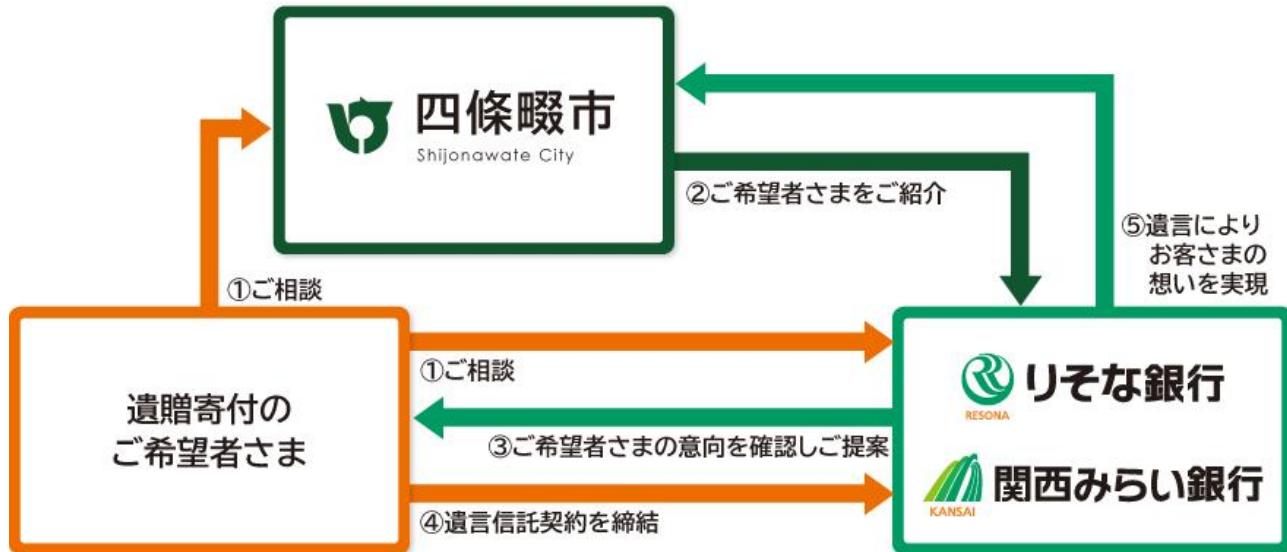
➤ **自治体と連携し、安心した寄付手続きの仕組みを提供します**

近年、単身者やお子さまのいない世帯の増加に伴い、相続人不在のケースが増えています。このような社会背景の中、自身の財産について自治体への寄付をご要望された際に四條畷市では、りそな銀行および関西みらい銀行を紹介し、遺言信託を活用した同市への遺贈寄付を実現します。

➤ **地域の発展やより良いまちづくりの役に立ちたいという皆さまの“想い”を実現します**

四條畷市は、公共施設の再編や安全・安心な生活環境の整備、地域産業の活性化など、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めています。大阪府に本店を構える銀行として、遺言信託を通じて「四條畷市の発展に寄与したい」という皆さまの想いの実現をサポートし、同市がよりよい地域へ発展することを後押しします。

【協定スキーム図】



以上